

東脊振中学校校則

(趣旨)

第1条 心身の発達の過程にある東脊振中学校生徒に対して、学校教育目標の達成のため、また、学校が集団生活の場であることから社会規範を遵守しようとする意識の向上とその実践力を高めるため、東脊振中学校の利用規則として校則を定める。

(適用範囲)

第2条 東脊振中学校に在籍する生徒に対して、原則として、学校管理下において適用する。

(運用規則の策定)

第3条 東脊振中学校校則を本則とし、別途、運用規則を定める。

2 運用規則は、生活のきまり、通学規則、保健室利用について、図書館利用について、部活動運営方針及び器物破損の処理についてとする。

(学校管理下と学校管理外)

第4条 学校管理下のことについて校長が定める。また、学校管理外のことについては社会規範を守ろうとする意識の向上及び健全育成のため生徒とその保護者へのお願いとして規定する。

(課業日の登下校)

第5条 登校時刻は8時5分までに教室に入る。

2 遅刻は8時5分のチャイムの鳴り終わりまでに入室していない生徒を記録する。

3 早退は授業の途中で下校する生徒を記録する。

4 生徒は帰りの会終了後速やかに下校する。部活動や生徒会活動等を行う場合は、別途規定の下校時刻を守る。

(休業日等の登校)

第6条 部活動や生徒会活動等で授業日以外の日に学校に登校する際は、顧問等教職員の指示によるものとする。

(学校での服装と生活)

第7条 学校で過ごす服装として制服を定める。また、学校生活全般のことについて生活のきまりを定める。

(体操服等)

第8条 保健体育等の授業、体育大会等の学校行事及び部活動等の活動において着用する体操服、ジャージ及び帽子を定める。

(制服以外の服装)

第9条 制服以外の服装として、通学靴、スリッパ、体育館シューズ、靴下、防寒具の使用を定める。

(給食配膳時の服装)

第10条 給食配膳時、当番は帽子、エプロン、マスクを必ず着用する。

(頭髪・眉等の容儀)

第11条 基本として自然な髪、眉等とする。

(所持品)

第12条 原則として、教科書等の持ち運びはスリーウェイバッグ、体操服等はスポーツバッグを使用する。その他、学校生活、部活動、生徒会活動等で必要な用具等は顧問等教職員に確認した上で所持する。

(通学方法)

第13条 徒歩以外に自転車通学ができる。自転車通学の生徒は安全確保の観点から生徒・保護者連名で校長に届け出る。

2 自転車通学の方法等については通学規則を定める。

3 県の交通安全確保に関する条例に規定のある自転車保険加入の努力義務化を、学校は保護者に対して周知する。

(保健室、図書館等の利用)

第14条 保健室、図書館にそれぞれ利用のきまりを定める。また、必要に応じてその他学校施設利用のきまりを定めるものとする。

(学校施設の破損)

第15条 生徒が学校施設備品等を破損させた際は、保護者に賠償を請求することがあるため、器物破損の処理について定める。

(部活動)

第16条 部活動運営に関しては、部活動運営方針を定める。

(社会情勢への適応)

第17条 本則及び運用規則は毎年度見直すよう努める。

附則 令和6年4月1日施行